

男女共同参画社会の 実現をめざして

事業所における男女共同参画

今月号の『男女共同参画社会の実現をめざして』では、市民から寄せられた投稿を紹介し、事業所における男女共同参画について考えていきます。

今

年5月、読売新聞に掲載されていた「息子介護 読者からの手紙」という記事がある。

独身男性が老いた親を介護する「息子介護」。仕事を失い、困難を抱える現状を訴えた「生活ドキュメント 息子介護」に我が家も同じと思った人は私だけではないと思う。

非婚化によって家族の姿が変わる中、高齢者介護の課題も大きく変わり、「独りきりの介護に苦しんでいる」と訴えた男性たち。多くの人にとって「息子介護」の苦悩が人ごとではなくなっている現実を、「娘介護」である私も、同じく感じているところである。

男性が介護者になると、仕事との両立という壁にぶつかる。それは働く女

性も同じである。「親が入院し、さらには大手術をしなければならなくなった場合、仮に退院できても一人で家に置いても大丈夫なのか？いつまで仕事を続けることが出来るのだろうか？もし認知症になつてしまつたら仕事も辞めなければならぬのか」など、思うことが多々ある。

最

近、ニュースでもよく目にする、高齢者虐待・児童虐待が年々増えている現実がある。それに歯止めをかけるために、介護サービス・保育サービス等を利用し、地域の人たちとのコミュニケーションが救いの手となるのだろう。しかし、実際に働いていると、母親の面倒をみながら町内会の行事にもなかなか参加出

来ず、子供がいなければ、地域のお母さんとの接点もない。母親と一緒に私も歳を重ねていく。

一

の先あと何年、仕事を続けていけるのか。いつまで在宅介護を続けられるのか、眠れない夜は今日も続く。しかし、私の職場では制度が整っているし、職場の理解もある。自分の仕事の都合さえつけば、休むことができるのだ。一方、周りの事業所で働く多くの人たちは、職場環境が整っていない中、不安を抱え、悩みながら日々の介護・育児に追われている人がいないだろうか。一日でも早く、すべての事業所でも制度が整い、誰もが仕事と家庭生活との両立が出来る社会になることを強く望む。

そのためには、厚生労働省が進める介護休業や育児休業を推進し、男性も女性も働き続けられる職場環境が必要になってくるだろう。

問い合わせ 企画課男女共同参画担当(市役所名寄庁舎3階)
☎01654 2111(内線3308・3309) ✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp



平成20年 住宅・土地統計調査



10月1日、全国で「平成20年住宅・土地統計調査」が行なわれます。この調査は、わが国の住宅・宅地に関する最も基本的な統計調査で、昭和23年以来、5年ごとに行なわれています。国から指定された地域の世帯には、知事が任命した調査員が調査票を持っておうかがいしますので、調査にご協力くださいますようお願いいたします。なお、調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。

問い合わせ 総務部企画課 統計担当 名寄庁舎3階 01654 2111
内線 3309

秋の全国交通安全運動 9月21(日)～30日(火)

日没が早まる秋は、夕暮れ時などに見落としの危険が増加し、事故の危険性も高まります。歩行者や自転車、車のドライバーも、油断せず交通安全防止に努めましょう。飲酒運転は犯罪です！



危険物取扱者資格取得試験(乙種4類) 受検予定の方は事前講習会の受講を

- ・とき 10月21日(火)～24日(金)18時～21時
- ・ところ (社)上川北部地域人材開発センター(緑丘30番地1、☎01654 2393)
- ・受講料 5,000円または6,000円
- ・定員 50人
- ・申込み 10月7日(火)までに所定の申込書でお申込みください

問い合わせ 上川北部消防事務組合消防本部
☎01654 2627 FAX 01654 2219

